

ビオトープだより 4 月臨時号

会員・BA より ビオトープに関する情報を提供します。

 特定非営利活動法人
日本ビオトープ協会
<https://www.biotope.gr.jp/>

1. 生物多様性増進活動促進法 2025 年 4 月 1 日施行解説

日本ビオトープ協会本部事務局

第 213 回通常国会において成立した、『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』が 4 月 1 日に施行され、それに合わせて、法に基づく認定申請受付も開始されました。

企業等へのビオトープ提案の参考となると思われますので、協会として 4 月臨時号の形で、皆様にお知らせいたします。

◆ 生物多様性増進活動促進法 2025 年 4 月 1 日施行解説（出典：環境省）

地域における生物の多様性増進のための活動促進等に関する法律（通称：生物多様性増進活動促進法）とは、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、地域における企業などの生物多様性に関する活動を促進するため、活動に対する認定制度の創設と手続きの簡素化などを定めた法律で、2025 年 4 月 1 日に施行されました。

◆ 生物多様性増進活動促進法の基本理念

この基本理念では、自然環境の保全と経済を両立させる方針が明記されています。このことから、生物多様性増進活動促進法を通して企業を中心として多様なステークホルダーを巻き込み、生物多様性の保全と増加に向けた取り組みを加速させることが期待されていると考えられます。

環境省では、企業が自然共生サイトへの支援を実施したことを TNFD の情報開示やサステナビリティの取り組みとして活用できるように「自然共生サイトに係る支援証明書」を発行する取り組みも始まっています。情報開示の要請が強まる中で、企業の協力を促進するための措置だと言えるでしょう。「自然共生サイトに係る支援証明書」について、詳しくは後述します。

◆ 生物多様性活動促進法の主な措置内容

【1.】 増進活動実施計画等の認定制度の創設

「増進活動実施計画」とは、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動の内容、区域、目標、実施体制等が記載されたものです。企業や NPO などの活動を行う主体が本計画を作成し、主務大臣（環境大臣、農水大臣、国交大臣）に申請し認定されることで、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続きを簡素化できます。

また、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」とし、生物多様性実施計画と同じ流れで手続きが可能となっています。

◆ 認定制度の活動の種類

維持タイプ	生物多様性を維持する活動、既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動
回復タイプ	生物多様性を回復する活動、過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動
創出タイプ	生物多様性を創出する活動、現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動

認定申請の受け付けは、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）にて行われており、認定の申請の方法を示した「地域生物多様性増進活動手引き」や認定申請書は、ERCA のウェブサイトにて公開されています。

【2.】 生物多様性維持協定

「連携増進活動実施計画」の申請を通じて認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができます。

生物多様性維持協定とは長期的・安定的に活動が実施するための協定です。継続的な生物多様性保全の取り組みには、市町村と活動協力者に加えて、土地所有者の協力が必要不可欠だという背景から、発案されたものです。

また、生物多様性に関する制度として「自然共生サイト」との違いはどこにあるのでしょうか。

生物多様性増進活動促進法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法を土台として再構築されたものです。「自然共生サイト」は民間の取り組みによって生物多様性の保全が図られている「場所」に対する認定であるのに対し、「生物多様性増進活動促進法」では「活動」を認定しています。

さらに、環境省は2025年以降現行の「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施せず、申請と認定を含む制度は「生物多様性増進活動促進法」に一本化することを公表しています。

◆ 自然共生サイトと生物多様性増進活動促進法の違い

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

「生物多様性増進活動促進法に関する企業のメリット 支援証明書」

生物多様性増進活動促進法の施行による企業のメリットとして「支援証明書」の存在が挙げられます。この証明書は、自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際や、生物多様性増進活動促進法に基づき認定された活動を支援した際に発行される予定です。

◆ 証明書発行の対象（2025年4月時点）

- ・ 自然共生サイトへの支援
- ・ 生物多様性増進活動促進法に基づき認定された活動への支援

この「支援証明書」制度によって、企業が自社所有の土地でなく、例えばつながりのある地域や自社のバリューチェーンに関連する地域の取り組みへの支援活動を実施した際などにも活動を認定・評価可能になるため、企業としてはネイチャーポジティブに貢献する活動をより幅広く検討することができます。

「支援証明書と TNFD の関係性」

TNFD でも、ネイチャーポジティブの実現に向けて企業が自然の回復・再生に取り組むことが求められており、自然共生サイトへの支援を通じて、自社がネイチャーポジティブ経営へと移行していることを訴求できることが想定されています。そのため、支援証明書の内容は、TNFD の情報開示で求められる自社と自然資本との関わりを分析する際に必要な考え方に沿って設計されています。企業が自然資本への依存・影響とリスク・機会を評価し、それに対してどのような取り組みを行っていることを説明するツールとして活用されることが期待されています。

◆ TNFD と支援証明書の関連性（環境省による考察）



出典：自然関連財務情報開示-タスクフォースの提言_2023

11

環境省は 2024 年に試用運用を行い、支援証明書の本格運用に向けて準備を進め、2025 年の 8 月頃の運用開始が目指されています。

◆ 支援証明書の内容 イメージ

支援証明書（試行版） 発行イメージ

本
紙



別
紙



記載項目		記載事項
支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
支援実施日（支援期間）		支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載
特記事項（任意）		・ 今後の支援計画 ・ 地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・ 支援によって実現したアウトカム ・ 支援プロジェクトの具体的内容 ・ 支援者の本業との関連 ・ その他の環境課題の解決への貢献

◆ まとめ

本記事では生物多様性増進活動促進法について解説しました。ネイチャーポジティブの実現に向けて、TNFDのフレームワークを活用した企業の情報開示については取り組みが進んでいますが、同法の施行を受けて生物多様性保全に向けた取り組みを増やし、保全する地域の拡大することが期待されています。

参考：環境省 HP <https://www.env.go.jp/>

報道発表資料：地域生物多様性増進法の施行及び
同法に基づく申請の受付開始について

https://www.env.go.jp/press/press_04681.html

以上